

三条民主工商会

三条民主工商会
三条市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2018年12月 10日
2349号

「年末調整」について

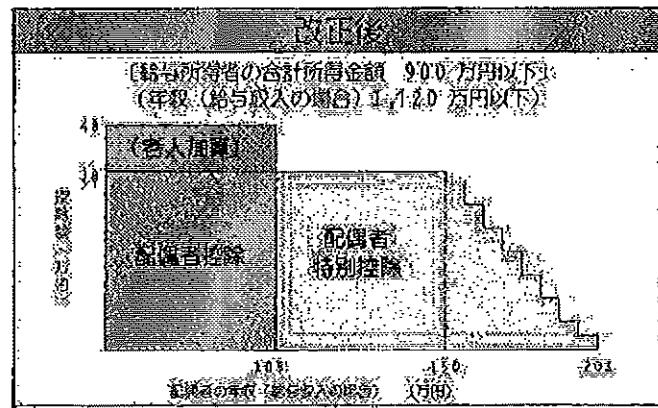
年末調整とは

従業員がいる事業所は一年間の給与総額が確定する年末に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算する手続きのことをいいます。

今回の主な変更点

☆配偶者特別控除の控除額が引き上げ

配偶者特別控除では今まで収入が103万円までは38万円控除で103万円を超えると段階的に控除額が下がっていきましたが今回の改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げされました。配偶者がパートなどで働いている場合は注意が必要です。



改正後

(給与所得者の合計所得金額 900万円以下)

(年収(給与収入の場合は)1,030万円以下)

配偶者特別控除

150万円

103万円

50万円

38万円

10万円

5万円

3万円

1万円

5千円

3千円

1千円

500円

300円

100円

50円

30円

10円

5円

3円

1円

0円

<